

《ご契約日が令和4年3月31日以前の生命総合共済等にご加入の皆さまへ》

JA共済からのお知らせ

～共済約款の一部変更について（令和4年4月）～

平素はJA共済をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

JA共済では、令和4年4月1日に生命総合共済等の仕組改訂を行います。これにより、共済約款の規定を変更いたしますが、一部の変更内容は、令和4年3月31日以前に締結されたご契約においても、その変更内容に準じて取り扱うことといたしますので、ご加入の皆さまへお知らせいたします。

1. 特定感染症への新型コロナウイルス感染症の追加

(1) 対象となるご契約

対象となるご契約は、次のとおりです。

平成6年4月1日以後に締結されたご契約（生命総合共済）

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ① 終身共済契約（※） | ⑩ 医療共済契約（※） |
| ② 引受緩和型終身共済契約 | ⑪ 引受緩和型医療共済契約 |
| ③ 一時払終身共済契約 | ⑫ 年金付終身共済契約（※） |
| ④ 定期生命共済契約（※） | ⑬ 年金共済契約（※） |
| ⑤ 養老生命共済契約（※） | ⑭ 満期専用入院保障付終身共済契約 |
| ⑥ 一時払養老生命共済契約 | ⑮ 積立型終身共済契約（※） |
| ⑦ こども共済契約（※） | ⑯ 定期医療共済契約（※） |
| ⑧ 予定利率変動型年金共済契約 | ⑰ 引受緩和型定期医療共済契約 |
| ⑨ がん共済契約 | ⑱ 一時払生存型養老生命共済契約 |

※ 災害給付特約、災害死亡割増特約、生前給付特約または特別条件特約等の特約を付加されているご契約に限ります。

平成6年3月31日以前に締結されたご契約

- ① 終身共済契約（※）
- ② 養老生命共済契約（※）
- ③ 年金共済契約

※ 災害給付特約または災害死亡割増特約等の特約を付加されているご契約に限ります。

（注）上記のほか、団体定期生命共済約款、財産形成貯蓄共済約款および財産形成給付金共済約款についても、対象となります。

（2）変更の内容

令和4年4月1日の生命総合共済等の仕組改訂により、令和4年4月1日以後に締結されるご契約の共済約款においては、新型コロナウイルス感染症を共済約款に定める特定感染症に含める旨の規定に変更いたします。

これに伴い、（1）の対象となるご契約においても、上記の変更内容に準じて取り扱います。

※ 新型コロナウイルス感染症については、これまでも特別取扱いにより特定感染症に含めて災害給付特約等のお支払対象としてまいりましたので、取扱いに変更はございません。（なお、今後の法改正等によっては、新型コロナウイルス感染症が特定感染症の対象外となることがあります。）

2. その他の変更

（1）医療共済の健康祝金支払特則における健康祝金の支払履行期の変更

令和4年4月1日の生命総合共済等の仕組改訂により、令和4年4月1日以後に締結されるご契約の共済約款においては、健康祝金支払特則における健康祝金の支払履行期を変更いたします。

これに伴い、令和3年4月1日以後に締結された医療共済契約（健康祝金支払特則を付加されているご契約に限ります。）においても、上記の変更内容に準じて取り扱います。

（2）養老生命共済の共済期間の短縮にかかる規定の変更

令和4年4月1日の生命総合共済等の仕組改訂により、令和4年4月1日以後に締結されるご契約の共済約款においては、共済期間の短縮にかかる規定を一部変更いたします。

これに伴い、令和2年4月1日以後に締結された養老生命共済契約においても、上記の変更内容に準じて取り扱います。

3. 変更後の共済約款の内容

別紙「令和4年3月31日以前に締結されたご契約において、準じて取り扱うこととなる共済約款の変更例について」のとおり。

※ 令和4年4月1日以後に締結されるご契約の共済約款の内容です。令和4年3月31日以前に締結されたご契約について、この変更後の共済約款の内容に準じて取り扱います。

4. 効力発生時期

令和4年4月1日

以 上